

新ごみ処理施設の整備の 白紙解消に関する市民説明会

北本市

kitamoto city

令和2年8月23日(日)

ごみ処理の現状

北本市、鴻巣市、行田市では、昭和59年より埼玉中部環境センター(吉見町)及び小針クリーンセンター(行田市)でごみ処理を行っています。

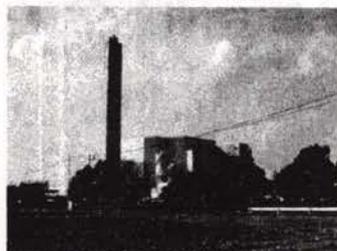
しかしながら両施設とも稼働後36年を経過しており、安定したごみ処理サービス提供のためにも新たなごみ処理施設の整備が緊急かつ重要な課題となっています。

(対象とする地域)

- 埼玉中部環境センター(北本市、鴻巣市(吹上地域除く)、吉見町)
- 小針クリーンセンター(行田市、鴻巣市(吹上地域のみ))

現在の ごみ処理体制

昭和59年3月稼働開始

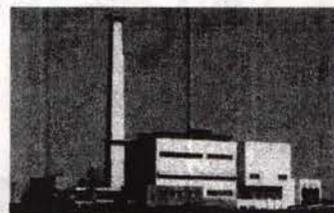


埼玉中部環境センター
埼玉中部環境保全組合



彩北広域清掃組合

小針クリーンセンター



昭和59年8月稼働開始

国・県が広域化を推進

●平成20年3月

国の基本方針に基づき、埼玉県は「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」を策定

ごみ処理の広域化を推進し、効率的な熱回収ができる施設の規模を確保するため、県内を21のブロックに区割りしました。

<計画内で示された広域化のメリット>

- ・再生利用が容易になること
- ・焼却施設の集約化に伴う全連続炉化によりダイオキシン類をはじめとした環境負荷の低減化や効率的な熱回収が可能となること
- ・施設整備費や維持管理経費が安くなること

基本合意書を締結(平成25年5月7日)

行田市 鴻巣市 北本市

ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書

この基本合意の締結は、本意を通ずるため、行田市、鴻巣市、北本市において署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

行田市、鴻巣市、北本市は、ごみ処理広域化の推進に関する基本的事項について、下記の通り合意する。

平成25年5月7日

1 ごみ処理広域化の枠組み

行田市、鴻巣市、北本市で、共同して一部事務組合を設立し、ごみ処理を行う。

行田市市長 工藤 正司

行田市

行田市

2 ごみ処理施設の建設地

ごみ処理施設の建設地は、鴻巣市内とする。

鴻巣市市長 原口 和久

鴻巣市

鴻巣市

3 ごみ処理広域化協議会設立準備会の設立に向けた事務局

事務局は、鴻巣市環境産業部ごみ処理広域化準備室内に設置する。

北本市市長 石津 賢治

北本市

北本市

4 補則

本合意に定めのない事項及び本合意事項について疑義が生じたときは、行田市、鴻巣市、北本市で協議のうえ、決定するものとする。

行田市 鴻巣市 北本市 ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書

1 ごみ処理広域化の枠組み

行田市、鴻巣市、北本市で、共同して一部事務組合を設立し、ごみ処理を行う。

2 ごみ処理施設の建設地

ごみ処理施設の建設地は、鴻巣市内とする。

3 ごみ処理広域化協議会設立準備会の設立に向けた事務局

事務局は、鴻巣市環境産業部ごみ処理広域化準備室内に設置する。

4 補則

本合意に定めのない事項及び本合意事項について疑義が生じたときは、行田市、鴻巣市、北本市で協議のうえ、決定するものとする。

鴻巣行田北本環境資源組合 の設立

平成26年4月1日
「彩北広域清掃組合」から
「鴻巣行田北本環境資源組合」に
名称を改め、3市による
新たなごみ処理施設の整備事業が
スタート。



整備する施設の規模

NO.	施設の種類	規模	1人1日当たりのごみ排出量(g)
1	熱回収施設 (可燃ごみ処理施設)	239トン/日	北本市: 757g 鴻巣市: 793g 行田市: 992g ※一般廃棄物処理実態調査 (平成30年度実績)
2	不燃・粗大ごみ処理施設	24トン/日	
3	プラスチック資源化施設	16トン/日	
4	ストックヤード	約1,000㎡	
5	余熱利用施設	未定	

施設整備費用(億円(税込))

		平成28年2月	平成29年2月	令和元年10月28日
大項目	小項目	広域化方針	施設整備基本計画	全員協議会資料
本体施設	設計・建設費	273.9	272.8	331.7
	運営費(20年間)	145.2	187.0	234.4
	合計	419.1	459.8	566.1
	用地費等	以下算出せず	以下算出せず	4.8
余熱利用施設	建設費、運営費等			8.4~15.7
インフラ施設	高圧線、水道			10.2~11.1
周辺環境整備	搬出入路、水路等			12.7
その他	アセス事後調査			1.0
総計				603.2~611.4

建設地の変更提案 (令和元年5月)

令和元年4月の行田市長選で、施設整備計画の見直しを掲げ当選した新市長が、令和元年5月の正副管理者会議において建設地を鴻巣市から行田市小針へ変更することを提案しました。

平成25年に締結された基本合意書の「建設地は鴻巣市内とする」とした内容に反するとして、3市の方向性が一致しない状況となりました。



計画の白紙(令和元年12月12日)

3市の方向性が一致しない状況となる中、正副管理者会議を開催するなど、調整が進められました。

しかし、令和元年12月12日に開催された正副管理者会議において、正・副管理者それぞれが構成市の市長の立場に立って、新ごみ処理施設建設に関する事業について協議した結果、

建設地などの問題から構成3市の方向性の一致が見込めないものとの判断に至り、平成25年5月の基本合意書を白紙とし、事業を解消とすることが合意されました。

鴻巣行田北本環境資源組合から脱退

鴻巣行田北本環境資源組合は、令和2年3月31日をもって、
新ごみ処理施設の建設に関する事業を廃止し、
構成市から本市が脱退する形となり、
令和2年4月1日、名称を『彩北広域清掃組合』に改め、
行田市小針の既存施設の運営のみを行うこととなりました。

白紙合意された後の北本市の動き

- 令和元年12月
「北本市一般廃棄物処理施設整備等庁内委員会」を設置。
「第1回北本市一般廃棄物処理施設整備等庁内委員会」を開催。
(副市長を委員長とし、委員に関係課長を置く。検討内容:新ごみ処理施設の今後の方向性について)
- 令和2年1月
トンネルコンポスト方式勉強会を開催。
- 令和2年3月
「第2回北本市一般廃棄物処理施設整備等庁内委員会」を開催。

庁内委員会の検討結果

- 令和2年3月
「北本市一般廃棄物処理施設整備等庁内委員会」による検討結果を市長へ報告。
<検討結果概要>
 - ・新たなごみ処理施設が稼働するまでには長期間かかる恐れがあることから、現施設(埼玉中部環境センター)の大規模修繕による「延命化」が最優先である。
 - ・広域で行うことで単独で建設する場合より建設費が抑えられることから協働での取組が必要である。
 - ・埼玉県央広域事務組合を構成する鴻巣市、桶川市や現在共同処理している吉見町との枠組みが本市の財政負担が少ないものとなる。
 - ・広域行政としての事業の実施、民設民営での対応等、新施設整備に向けた協議・検討をするべきである。

今後について

これまでご説明しましたとおり、3市によるごみ処理施設の基本合意書の白紙撤回を受け、本市ではごみ処理施設の整備について、庁内検討委員会を設置して検討を進めてきました。

庁内検討委員会の検討結果にもあるように、まずは現施設である「埼玉中部環境センター」の「延命化」を図っていくことが最優先であると考えております。

その上で、今後の方向性については、市民の声、市議会の声をお聞きしつつ、これまでのように近隣市町と連携を図りながら、あらゆる可能性について調査・研究を行っていく予定です。

ご清聴ありがとうございました。

北本市
kitamoto city